

## ○砺波市生け垣設置補助金交付要綱

平成16年11月1日

告示第123号

改正 平成19年6月29日告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、花と緑に包まれた美しいまちづくり及び美しい景観の形成を推進するため、住宅、事業所等の所有者（国、地方公共団体等を除く。）及び分譲宅地開発業者が生け垣の新設を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内に敷地を所有し、若しくは使用する者又は市内において分譲宅地の開発行為を実施しようとする開発業者で、生け垣を設置し3箇月以内の次に掲げる敷地を有するものとする。ただし、1敷地につき、1回限りとし、第3号に該当するもので分譲後の所有者が追加して設置する場合は、1回に限り対象とする。

- (1) 居住用住宅（個人住宅・集合（共同）住宅）用敷地
- (2) 事業用敷地
- (3) 分譲宅地開発敷地

2 補助金の交付の対象となる生け垣の設置の基準は、次に定めるものとする。

- (1) 公衆用道路から眺望できるものであること。
- (2) 敷地境界に設置されたものであること。ただし、敷地境界以外に設置することがやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) 生け垣として植栽する樹木の高さは、0.8メートル以上で枝張りが0.4メートル以上であること。
- (4) 生け垣の延長は、おおむね10メートル以上であること。
- (5) 生け垣の植栽方法は、1メートル当たり2本以上で、列状に植え込まれていること。
- (6) 植栽する樹木は、健全なものであること。
- (7) 既存するブロック塀等の除去により新たに生け垣を設置する者においては、除去延長はおおむね10メートル以上とする。

(補助金の額)

第3条 補助金対象となる経費は、生け垣植栽に要する樹木及び資材の購入費（以下「樹木等購入費」という。）とする。

2 補助金の額は、樹木等購入費に2分の1を乗じて得た額とし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の最高限度額は、次のとおりとする。

- (1) 10メートル以上50メートル未満の生け垣 5万円
- (2) 50メートル以上100メートル未満の生け垣 10万円
- (3) 100メートル以上150メートル未満の生け垣 15万円
- (4) 150メートル以上200メートル未満の生け垣 20万円
- (5) 200メートル以上の生け垣 30万円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、生け垣設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 樹木等の単価及び数量が確認できる内訳書及び領収書
- (2) 設置場所を含めた付近の見取図
- (3) 設置した生け垣の構造及び延長の分かる図面
- (4) 生け垣の設置前の写真及び設置後の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び生け垣設置検査を実施し、補助金の交付を適当と認めたときは、生け垣設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前条に規定する補助金交付決定後に交付する。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 完成から10年間は、樹木の伐採又は移植を行わないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 樹木の健全な生育を図るため、せん定、病虫害防除、施肥等の管理を行うこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要に応じて市長が付する条件

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請又は不正の手段により補助金の交付を受けた者には、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の砺波市生け垣設置補助金交付要綱（平成5年砺波市告示第38号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年6月29日告示第109号）

この告示は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日以降の設置分から適用する。

様式第1号(第4条関係)

生け垣設置補助金交付申請書

年 月 日

砺波市長 あて

申請者

住 所

氏 名

電話番号



年度において、生け垣設置補助金の交付を受けたいので、砺波市生け垣設置補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 生け垣の所在地
- 2 設置年月日
- 3 補助金等申請額
- 4 樹木・資材等の内容及び購入額

樹 木 費	金	円
資 材 費	金	円
合 計		円

- 5 樹種・本数及び延長

樹種 \_\_\_\_\_、本数 \_\_\_\_\_ 本、延長 \_\_\_\_\_ m

- 6 添付書類

- (1) 樹木・資材等の領収書及び内訳を確認できるもの(見積書等)
- (2) 設置場所の付近見取図(位置図等)
- (3) 設置した生け垣の構造及び延長の分かる図面
- (4) 生け垣の設置前の写真及び設置後の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

担当課所見(申請者において記入しないこと。)

・補助金等支出の適否 [ 適 ・ 否 ]  
・補助申請額算定根拠 [ 補助率1/2、最高限度額 ]  
審査事項チェック 補助対象経費 市税等納付状況

様式第2号(第5条関係)

第 号

住 所  
氏 名

生け垣設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砺波市生け垣設置補助金については、砺波市生け垣設置補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

砺波市長



1 補助金額 金 円

2 交付条件等

- (1) 完成から10年間は、樹木の伐採又は移植を行わないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 樹木の健全な生育を図るため、せん定、病虫害防除、施肥等の管理を行うこと。
- (3) 市に対して納付又は納入すべき税等に滞納がある場合は、交付の決定を取り消す場合があること。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)